

「令和7年度 ZEH 普及促進研修動画制作業務」 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、令和7年度 ZEH 普及促進研修動画制作業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項等を定めるものである。

長野県建設部建築住宅課

1 業務名

令和7年度 ZEH 普及促進研修動画制作業務

2 業務目的

本業務は、長野県ゼロカーボン戦略が目指す「2030年度までにすべての新築住宅の ZEH 化」に向けて、特に木造戸建て住宅の ZEH に対する知識や技術力が不足するつくり手を対象とした研修等に使うことのできる説明動画の作成により、効果的に多くの県内工務店等に発信を行う等、広く ZEH の普及促進を図ることを目的として実施する。

3 業務内容

(1) 実施業務

ZEH 住宅のつくり手に向けた研修用動画の制作

なお、詳細な内容は受託者の提案を基に、委託者と協議の上で決定し実施する。

(2) 委託期間

契約日から令和8年2月27日までとする。

(3) 業務完了報告

① 委託業務完了報告書（任意様式）

② 制作した動画データ（ホームページ等へ掲載可能なデータ形式で CD-ROM 等の電子媒体によるデータで納品すること）

(4) 成果品の提出先

成果品については、以下に提出する。

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 7 階 長野県建設部建築住宅課

(5) 実施業務の詳細

① 制作方針

- ・断熱気密施工のポイントとなる注意事項、留意点を説明する内容とする。
- ・現場で実際に断熱施工を行う大工等現場作業員を対象とし、工務店等や現場事務所における研修として視聴してもらうことを想定したものとする。
- ・令和5年度に作成した ZEH ガイドブック（信州の ZEH スタート BOOK）及び解説セミナーとの関連性をふまえた構成を検討すること。

(参考 URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/zeh/startbook.html>)

② 制作内容

- ・ 1本あたり5分から10分程度の動画を、2本程度制作すること。
- ・ 施工現場における撮影については、県で紹介する事業者及び現場にて行うこと。その際、時期や内容の詳細については、契約後、別途打ち合わせにより決定する。

③ 周知方法についての助言

- ・ 制作した動画は長野県公式ホームページにおいて公開することを想定しているが、より効果的な周知方法等について助言提案すること。

④ その他

- ・ 撮影を行う者から、取材・撮影・肖像権の使用に対する同意書を徴取すること。

(6) 費用の上限額等

- ・ 本業務の費用の上限額は1,760千円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)とする。
- ・ 費用配分については、上限額の範囲内で最も効果的な業務が行えるよう、受託者の提案を基に、委託者と受託者が協議の上決定する。

(7) 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

(8) 留意事項

- ① 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- ② 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県のYouTubeアカウントなど、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。
- ③ 当該業務を再委託する場合は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」(平成30年2月厚生労働省改定)を遵守すること。
- ④ 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- ⑤ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- ⑥ 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- ⑦ 上記の仕様に限らず、よりよい提案を行うこと。